「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、「若しくは第三号」を削り、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項を同条第四十項とし、同条第四十二項を同条第四十一項とし、同条第四十三項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「適格合併等」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資」に、「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「適格合併等」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項を同条第四十五項とし、同条第四十七項中「これらの規定に規定する適格分社型分割等」を「法第六十八条の七十八第九項（法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割若しくは適格現物出資」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十八項を同条第四十七項とし、同条第四十九項を同条第四十八項とする。

第三十九条の百七第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第三十九条の百八第九項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第十一項中「規定する適格分社型分割等」を「規定する適格分割又は適格現物出資（第四号において「適格分割等」という。）」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第十二項中「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第十三項中「同項第二号及び第三号」を「同項第二号」に、「法第六十八条の八十三第六項第二号及び第三号」を「同号」に、「、法第六十五条の十二第一項」を「、同項」に改め、同条第十四項第三号及び第四号中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第二十項中「これらの規定に規定する適格分社型分割等」を「法第六十八条の八十二第四項（法第六十八条の八十三第十項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は法第六十八条の八十三第四項に規定する適格分割若しくは適格現物出資」に改める。

第三十九条の百九第六項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第八項中「同項第二号及び第三号」を「同項第二号」に、「法第六十八条の八十五第六項第二号及び第三号」を「同号」に、「、法第六十五条の十四第一項」を「、同項」に改め、同条第十三項中「これらの規定に規定する適格分社型分割等」を「法第六十八条の八十四第四項（法第六十八条の八十五第十項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は法第六十八条の八十五第四項に規定する適格分割若しくは適格現物出資」に改める。

第三十九条の百九の二を削る。

第三十九条の百九の三第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条を第三十九条の百九の二とする。

第三十九条の百九の四第一項中「により当該適用連結親法人」を「が当該適用連結親法人」に改め、「当該株主等の同族関係者」の下に「、適用連結親法人」を加え、同条を第三十九条の百九の三とする。

第三十九条の百十二第十二項第一号中「同項に規定する租税条約」を「租税条約（法人税法第百三十九条に規定する条約をいう。以下この号、次条第二項第一号及び第三十九条の百十四第二項第二号において同じ。）」に改め、「締約国」の下に「又は締約者（次号において「条約相手国等」という。）」を加え、同項第二号中「我が国以外の締約国」を「条約相手国等」に改める。

第三十九条の百十二の二第二項第一号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改め、「第一条の三第一項第二号に規定する」を削り、「締約国」の下に「又は締約者」を加え、同項第二号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第三十九条の百十四第一項第二号中「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、同条第二項第一号イ(2)中「数又は金額」を「数若しくは金額」に、「発行済株式又は出資」を「発行済株式若しくは出資」に、「総数又は総額」を「総数若しくは総額」に改め、「であること」の下に「又は当該本店所在地国の法令に定められた外国法人税の負担を減少させる仕組みに係るものでないこと」を加え、同項第二号ロ中「第一条の三第一項第二号に規定する」を削る。

第三十九条の百十五第一項第一号中「第二十三条の二」の下に「、第二十五条の二」を、「第五項まで」の下に「、第三十七条第二項」を、「第五十九条」の下に「、第六十一条の二第十六項」を加え、同項第二号中「第二条第四十五号」を「第二条第四十一号」に改め、同条第二項第五号中「次条第三項」を「第三十九条の百十七第三項第二号」に改め、「又は第三十五条」を削り、同条第四項第一号中「ニまで」を「ハまで」に、「ホ及びヘ」を「ニ及びホ」に改め、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとし、同条第五項中「同条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えられた同号に規定する政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を加算した金額」を削り、同条第七項中「第六十八条の九十第六項」を「第六十八条の九十第五項」に改める。

第三十九条の百十六の見出し中「計算等」を「計算」に改め、同条第二項中「前項及びこの項」を「この条」に改め、同条第三項を削る。

第三十九条の百十七第四項中「第六十八条の九十第四項第二号」を「第六十八条の九十第三項第二号」に改め、同項第三号中「第二項」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　法第六十八条の九十第三項に規定する特定外国子会社等（第八項第一号に掲げる事業を主たる事業とするものに限る。以下この項において同じ。）が統括会社に該当する場合における前二項の規定の適用については、同号及び前項に規定する関連者には、当該特定外国子会社等に係る被統括会社を含まないものとする。

第三十九条の百十七第二項中「第六十八条の九十第四項第一号」を「第六十八条の九十第三項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項中「第六十八条の九十第四項第一号に規定する」を「第六十八条の九十第三項第一号に規定する」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第六十八条の九十第四項第一号」を「第六十八条の九十第三項第一号」に改め、同項第四号中「第六十八条の九十第四項第一号」を「第六十六条の六第二項第三号に規定する間接に有するものとして政令で定める外国法人の株式の数又は出資の金額を いう。）」を削り、同項第五号中「（法第六十八条の九十第四項第一号」を「（法第六十八条の九十第三項第一号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の九十第四項第一号」を「第六十八条の九十第三項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条に第一項から第六項までとして次の六項を加える。

法第六十八条の九十第三項に規定する政令で定める他の外国法人は、次に掲げる外国法人で、当該外国法人の発行済株式等のうちに同条第一項に規定する特定外国子会社等（当該外国法人に対して統括業務を行うものに限る。以下この項において「特定外国子会社等」という。）の有する当該外国法人の株式等の数又は金額の占める割合及び当該外国法人の議決権の総数のうちに当該特定外国子会社等の有する当該外国法人の議決権の数の占める割合のいずれもが百分の二十五以上であり、かつ、その本店所在地国にその事業を行うに必要と認められる当該事業に従事する者を有するもの（以下この条において「被統括会社」という。）とする。

一　当該特定外国子会社等及び当該特定外国子会社等に係る法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人並びに当該連結法人が当該特定外国子会社等に係る間接保有の株式等（法第六十六条の六第二項第三号に規定する間接に有するものとして政令で定める外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。以下この号及び第七項第四号において同じ。）を有する場合における当該間接保有の株式等に係る第三十九条の十六第三項第一号に規定する他の外国法人又は同項第二号に規定する他の外国法人及び出資関連外国法人（以下この項において「判定株主等」という。）が外国法人を支配している場合における当該外国法人（以下この項において「子会社」という。）